

選定方法を非公募とした理由

1 指定管理者制度に関する運用ガイドライン非公募区分1-(2)

「施設の運営管理に当たり、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、ノウハウの蓄積などを特に必要とし、現在の管理運営団体により良好な運営が行われている限りは、指定管理者の変更に馴染まない場合」に該当

【具体的理由】

(札幌市男女共同参画センター)

札幌市男女共同参画センターの設置目的である「男女共同参画社会の実現」に向けた取組や環境整備、意識改革などは短期的に達成できるものではないことから、同センター事業は長期的な視野に立った継続的な取組や、一定以上の知識・ノウハウの蓄積、継続的な人材育成が不可欠である。

現在の状況は、継続的な人材育成により専門知識やノウハウを蓄積した職員が、事業や施設の管理・運営を行うことで、早期に SNS 相談を取り入れるなど時代のニーズに合った様々な事業を展開し、幅広い層の利用者に対して効果的にアプローチしているほか、利用者アンケート等での利用者満足度も高い水準で維持されている。

(札幌市市民活動サポートセンター)

札幌市市民活動サポートセンターは、「市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与する」ため、「市民の主体的な活動への理解の促進と参加者の拡大」及び「市民活動の充実やネットワーク形成への支援」を行うことを目的としている。

これらの目的を達成するためには、短期間の取組ではなく、長期的な視野に立った継続的な事業運営が必要となる。特に、事業を担う人材は、一定程度以上の専門知識や能力の形成が不可欠であり、一貫した人材育成及びノウハウの蓄積が求められる。

現在の状況は、定期的な研修等により職員のスキルアップ、ノウハウの蓄積が図られており、ノウハウを蓄積した職員が手法を工夫し、コロナ禍においても各種講座や交流事業をオンラインやオンデマンドで開催し、幅広く参加を得るなど良好な施設運営がなされている。

(札幌市環境プラザ)

札幌市環境プラザは、「環境に優しい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくため、環境の保全に関する活動の総合的な拠点施設」となることを目的としている。

この目的は、短期間で達成されるものではなく、長期的な視野に立った継続的な事業運営が必要となる。また、事業を担う人材についても、一定以上の知識や能力の形成が不可欠であり、一貫した人材育成が求められる。

現在の状況は、継続的な人材育成により専門知識やノウハウを蓄積した職員が、講師派遣制度などの各種事業を実施し、利用者のニーズも高まっており、良好な施設運営がなされている。

2 指定管理者制度に関する運用ガイドライン非公募区分2-(1)

「施設における事業内容の企画立案等を本市と指定管理者とが一体となって行う必要があるなど、本市の指定管理者への継続的・積極的な関与を特に必要とする場合」に該当

【具体的理由】

(札幌市男女共同参画センター)

札幌市男女共同参画センターは、札幌市男女共同参画推進条例及び札幌市男女共同参画センター条例に基づき、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として設置した施設であり、同センターの管理運営においてはこれらの条例のほか、男女共同参画さっぽろプラン(基本計画)や国(内閣府)の基本計画などに基づき実施する必要がある。

このため、同センターにおける事業計画の企画立案においては、各年度の重点項目や達成目標、個々の事業内容などを本市と指定管理者が協議の上で計画を策定しており、事業の実施においても継続的・積極的な関与が必要である。

(札幌市市民活動サポートセンター)

札幌市市民活動サポートセンターは、札幌市市民活動サポートセンター条例に基づき、市民活動の総合的な促進を図ることにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、市民まちづくり活動促進のための拠点として設置した施設であり、同センターの管理運営においては同条例のほか、札幌市市民まちづくり活動促進条例及び札幌市市民まちづくり活動促進基本計画に基づき実施する必要がある。

これまで、同センターの事業計画の企画立案には、条例や基本計画に基づき、市が積極的に関与を行ってきており、市民まちづくり活動の促進に向け、互いに緊密に協働する体制ができており、事業の実施においても引き続き積極的な関与が必要である。

(札幌市環境プラザ)

札幌市環境プラザは、札幌市環境プラザ条例に基づき、環境に優しい社会を創造し、地球環境の保全に貢献していくために、環境の保全に関する活動の総合的な拠点となることを目的として設置した施設であり、同プラザの管理運営は、条例のほか、第2次札幌市環境基本計画や札幌市環境教育・環境学習基本方針などに基づき行う必要がある。

これまで、同プラザの事業計画の企画立案には、各年度の達成目標、個々の事業内容などを本市と指定管理者が協議の上、計画を策定しており、事業の実施においても、継続的・積極的な関与が必要である。

3 指定管理者制度に関する運用ガイドライン非公募区分1-(5)

「他の施設との一体的管理が必要な場合」に該当

【具体的理由】

(札幌市消費者センター)

札幌エルプラザ公共4施設は、複合施設として整備されたものであり、その利点を生かして、札幌エルプラザ公共4施設合同行事を開催したり、総合窓口運營業務や情報センターの管理運営など業務の一元化や共通化を進めたりするなど、各施設間の緊密な連携による相乗効果を発揮させて管理運営を効率的・効果的に行うためには、札幌エルプラザ公共4施設一括で指定管理者を指定することが必要である。

以上のことから、札幌エルプラザ公共4施設の指定更新に当たっては、現在の指定管理者である公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に対し、非公募により申込みを求めることとした。